

【1983年2月28日】行政改革に関する第4次答申

臨時行政調査会

行政改革に関する第4次答申 - 行政改革推進体制の在り方 - (昭和58年2月28日)

1 はじめに

臨時行政調査会は、これまで第1次から第3次に至るまでの答申を政府に提出してきた。これらの答申の指摘事項の中には、既に実施に移されたものもあるが、まだ残されている課題も少なくない。さらに、当調査会は現在最終答申のとりまとめに当たっており、これらを含めると今後の課題は膨大なものになると予想される。

当調査会は、本年3月15日にその任務を終え、その後は政府が答申の実行の責任を負うこととなる。当調査会の任務終了後においても、引き続き政府の対応状況を見守り、政府による行政改革を強力に推進させていくためには、最終答申に先立ち、行政改革推進体制の整備を求めておく必要があると考え、第4次答申を提出することとした。

2 行政改革推進委貴会の設置

臨時行政調査会答申に対する政府の実施状況を見守り、政府の行政改革を推進させていくため、総理府に「行政改革推進委員会」(仮称)(以下「委員会」という。)を設置する。

3 委員会の任務

- (1) 臨時行政調査会答申における基本理念の推進及び同答申において提起された問題点の具体化、並びに同答申における具行的指摘事項の実施状況等について調査審議を行う。
- (2) その他行政改革に関する重要事項について高い立場から提言を行う。
- (3) 委員会は、上記の事項に関し、内閣総理大臣の諮問に応じて答申するほか、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

4 委員会の権限

委員会は、3の任務を行うに当たり、必要に応じ、関係行政機関等に対し、報告、資料の提出、説明等を求めるとともに、実地に調査を行うことができる。

5 意見の尊重義務

内閣総理大臣は、委員会の答申又は意見を尊重しなければならない。

6 委員会の組織

- (1) 委員会は、学識経験者である委員若干名(非常勤)をもって組織する。
- (2) 委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- (3) 委員会の事務を処理させるため、小規模な事務局を置く。
- (4) 委員会の設置期間は、3年間とする。